

感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型:通所系)

事業所名 事業所所在地	ピクシー 熊本県水俣市古城 2-1-10
種別	障害児通所支援事業 〔放課後等デイサービス・保育所等訪問支援〕
管理者	松本 安史
電話番号	0966-63-5577

感染症発生時における業務計画

第I章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者(感染疑いを含む)が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画の主管部門は、有限会社 新日本綜設とする。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

管理者の統括のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	<input type="checkbox"/> 体制整備 統括責任者：管理者 松本安史 現場責任者：施設長 深水晶彦 <input type="checkbox"/> 意思決定者・担当者の決定 管理者：全体統括、意思決定 施設長：現場主導、関係機関との窓口、他職員への指示 常勤職員：施設長のサポート、他職員との連携 <input type="checkbox"/> 役割分担	様式 1 推進体制の 構成メンバー
(2) 情報の共有・連携	<input type="checkbox"/> 情報共有範囲の確認 関連公的機関および連携先事業所等 <input type="checkbox"/> 報告ルールの確認 施設長が取りまとめて管理者へ報告 <input type="checkbox"/> 関係機関一覧・職員緊急連絡網の作成・更新 変更・追加の際は随時更新（災害時 BCP と兼用）	様式 2 関係機関一覧 様式 3 職員緊急連絡網

<p>(3) 感染防止に向けた取組の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 最新情報の収集 感染状況、政府や自治体の動向等のほか、学校や児童保護者等関係先からの情報収集。 □ 基本的な感染症対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> ●マスクの着用 ●手洗い・うがい・消毒・咳エチケットの励行 ●3密の回避・こまめな換気 □ 利用児童・職員の体調管理 健康観察の実施（発熱等の風邪症状やだるさ等） □ 以下は必要に応じて実施（5類感染症移行後、現在は不実施） <ul style="list-style-type: none"> ●児童・職員の体調記録管理（様式4） ●来訪者の記録管理（様式5） ●来訪人数等の規制を行う 	<p>様式4 児童・職員 体温・体調チェックリスト</p> <p>様式5 来所者体温 チェックリスト</p>
<p>(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 保管先・在庫量の確認、備蓄 備蓄品の在庫管理の徹底（様式6） 全職員が保管場所を把握しておくこと。 □ 委託業者の確保 適宜検討 	<p>様式6 備蓄品リスト</p>
<p>(5) 職員対応 (事前調整)</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 職員の確保 出勤可能な職員をリスト化して随時調整を行っていく。 □ 相談窓口の設置 対策本部を窓口として対応。 <p>▼外部相談窓口▼ 熊本県精神保健福祉センター こころの健康相談電話 … <u>096-386-1166</u> 月～金曜日(祝日、年末年始を除く) 午前9時00分～午後4時00分</p>	

<p>(6) 業務調整</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 運営基準との整合性確認 行政からの通達のほか、「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等に沿って対応。 □ 業務内容の調整 事業所の業務を重要度に応じて、継続業務、追加業務、削減業務、休止業務に分類し、出勤率に応じて調整する。(様式7) 	<p>様式 7 業務分類</p>
<p>(7) 研修・訓練の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ BCP の共有 策定・更新時に随時周知するほか、災害発生時 BCP と同様、社内研修の年次計画に感染症発生時 BCP を追加し、内容の共有と把握に努める。 □ BCP の内容に関する研修 年次計画に沿って、感染症発生時 BCP をテーマにした社内研修を年1回実施する。 □ BCP の内容に沿った訓練 研修時に感染症の発生を想定した机上訓練の時間を設ける。 (別添の『<u>机上訓練シナリオ</u>』を参照) 	<p>別添資料 机上訓練シナリオ</p>
<p>(8) BCP の 検証・見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 課題の確認・見直し 研修時に、最新の動向や訓練等で洗い出された課題を協議する時間を設ける。協議内容を精査後、必要に応じて見直しを行う。 	

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

有限会社 新日本綜設の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者	施設長
医療機関、受診・相談センターへの連絡	施設長	常勤職員
利用者家族等への情報提供	常勤職員	常勤職員
感染拡大防止対策に関する統括	管理者	施設長

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	<input type="checkbox"/> 施設長へ報告 施設長は情報を取りまとめて管理者へ報告。	様式 2 関係機関一覧 様式 3 職員緊急連絡網 別添資料 「外来対応医療機関」一覧
	<input type="checkbox"/> 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 (5類感染症移行後は不実施) 提携医療機関：深水医院 <u>0966-63-6390</u> その他の発熱外来対応医療機関は、別添の『水俣保健所管内・熊本県内「外来対応医療機関」一覧』を参照	
	<input type="checkbox"/> 事業所内・法人内の情報共有 状況について事業所内で共有する。その際、他の利用児童や職員に体調不良者がいないか確認する。情報の共有は最小限にとどめること。	
	<input type="checkbox"/> 指定権者への報告 (5類感染症移行後は不実施) 水俣市に状況について電話で報告する。 水俣市役所： <u>0966-63-1111</u>	
	<input type="checkbox"/> 関連事業所への報告 当該児童が利用している他サービス事業者への情報共有を依頼	

	<p>する。</p> <p>□ 家族への連絡 状況について当該児童保護者へ報告する。その際、児童の状態や症状の経過、受診・検査の実施等の今後の予定について共有するよう心がける。</p>	
<p>(2) 感染疑い者への対応</p>	<p>【利用児童】</p> <p>□ サービス休止 発熱や咳等により感染の疑いがある場合は、医療機関への受診等で安全が確認されるまで(陰性が証明されるまで)はサービスの提供を休止とする。</p> <p>□ 医療機関受診 かかりつけの医療機関へ受診するよう保護者へ伝える。 必要であれば、別添の『<u>水俣保健所管内・熊本県内「外来対応医療機関」一覧</u>』をもとに受診可能な医療機関の提案を行う。</p> <p>【職員】</p> <p>□ 出勤停止 風邪の諸症状等、体調に異変を感じたときは検温を行い、発熱等の症状が認められる場合には、出勤をしないことを徹底する。</p> <p>□ 医療機関受診 医療機関を受診し、診断結果を施設長へ報告して指示を仰ぐこと。</p>	<p>別添資料 <small>「外来対応医療機関」一覧</small></p> <p>別添資料 <small>〔熊本県〕新型コロナウイルス感染症と診断された方へ</small></p>
<p>(3) 消毒・清掃等の実施</p>	<p>□ 場所(居室・共用スペース等)、方法の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ●当該児童・職員の利用した共有スペース・トイレのドアノブや取手等の消毒・清掃を行う。 ●手袋を着用し、消毒用エタノールで拭き上げる。または、次亜塩素酸ナトリウム液(0.05%)で拭き上げ後、水拭きし、乾燥させる。〔次亜塩素酸ナトリウム液を含む消毒薬の噴霧については、吸引すると有害であり、効果が不確実であることから行わないこと〕 <p>別添資料『<u>0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方</u>』参照</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保健所の指示がある場合は、その指示に従うこと。 	<p>別添資料 <small>0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方</small></p>

第IV章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者	施設長
関係者への情報共有	施設長	管理者
再開基準検討	管理者	施設長

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
<p><input type="checkbox"/> 都道府県・保健所等と調整 熊本県庁・水俣市・保健所と協議して検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> 代替サービス等の実施検討 熊本県庁へ確認の上、オンライン等の代替支援を検討する。</p> <p><input type="checkbox"/> 相談支援事業所との調整 休業を要する場合には、相談支援事業所へ連絡の上、児童のサービスの確保・調整等、必要な対応がとられるよう努める。</p> <p><input type="checkbox"/> 利用者・家族への説明 各保護者へ文書または電話にて休業の説明を行い、以下を文書またはLINEにて提示する。 ●業務停止日と業務再開日（保健所の指示・指導助言に従って決定） ●休業期間における事業所窓口 施設携帯:080-****-****（日曜を除く 9:00～18:00） 施設 LINE:随時受付（返答は、日曜を除く 9:00～18:00）</p> <p><input type="checkbox"/> 再開基準の明確化 保健所の指示・指導助言に従って再開日を決定。 業務を再開するにあたっては、各保護者のほか情報共有を行ってきた関係機関に再開となる旨を通知する。</p>	<p>様式 2 関係機関一覧</p>

--	--

第V章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	管理者	施設長
関係者への情報共有	施設長	管理者
感染拡大防止対策に関する統括	管理者	施設長
勤務体制・労働状況	施設長	管理者
情報発信	管理者	施設長

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
<p>(1) 保健所との連携 【5類感染症移行後は必要に応じて実施】</p>	<p><input type="checkbox"/> 濃厚接触者の特定への協力 保健所の指示・要請に従い、濃厚接触者の特定に協力する。 〔新型コロナウイルス感染症に関しては、令和5年5月8日以降、5類感染症に移行したことから、一般に保健所から新型コロナ患者の「濃厚接触者」として特定されることはない〕</p> <p><input type="checkbox"/> 感染対策の指示を仰ぐ 消毒範囲、消毒内容、運営を継続(又は一時休業)するために必要な対策に関する相談を行い、指示助言を受け、実施する。</p>	<p>様式8 感染者・濃厚接触者 管理リスト</p>
<p>(2) 濃厚接触者への対応</p>	<p>【同居家族が新型コロナウイルス感染症にかかった<u>児童</u>の場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 当該児童の同居家族の発症日を0日として7日目迄の主な対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●来所時に児童の検温を実施し、不織布マスクの着用を促す。支援時も当該児童の体調の変化に注視すること。 ●他児童や職員との過度な接触等はなるべく控えるよう配慮する。 ●手洗い等の手指衛生や換気(室内・送迎車)等の基本的感染対策を徹底する。 	<p>別添資料 家族が(お子さまが)新型コロナウイルスに感染したときのポイント</p>

	<p>【同居家族が新型コロナウイルス感染症にかかった職員の場合】</p> <ul style="list-style-type: none"> □ 当該職員の同居家族の発症日を0日として7日目迄の主な対応 <ul style="list-style-type: none"> ●出勤前・出勤後に検温を実施し、不織布マスクを着用する。自身の体調の変化に十分注意すること。 ●児童や他職員との過度な接触等はなるべく控える。 ●手洗い等の手指衛生や換気(室内・送迎車)等の基本的感染対策を徹底する。 <p>別添資料『家族が(お子さまが)新型コロナウイルスに感染したときのポイント』参照</p>	
<p>(3) 防護具・ 消毒液等の確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 在庫量・必要量の確認(様式6) □ 調査先・調達方法の確認 必要な種類・量を福岡本社へ報告後、福岡本社にて発注。 	<p>様式 6 備蓄品リスト</p>
<p>(4) 情報共有</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 事業所内・法人内での情報共有 時系列にまとめ、感染者の情報、感染者の症状、その時点で判明している濃厚接触者の人数や状況を報告共有する。 □ 利用者・家族との情報共有 個人情報やプライバシーに十分配慮しながら事案ごとに適切に行っていく。 □ 自治体(指定権者・保健所)との情報共有 情報提供要請等があった場合は随時協力する。 □ 関係業者等との情報共有 事案ごとに適切に行っていく。 	<p>様式 2 関係機関一覧</p> <p>様式 3 職員緊急連絡網</p> <p>別添資料 〔熊本県〕新型コロナウイルス感染症と診断された方へ</p>
<p>(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応</p>	<ul style="list-style-type: none"> □ 労務管理 人員不足の事態においても、過重労働とならないよう法人内で応援を要請するなどして勤務体制を調整する。 □ 長時間労働対応 感染拡大による追加業務等の影響で通常業務への圧迫が预见される場合は、法人内で代行できる業務(月次作業や事務作業等)の振り分けを積極的に行い、長時間労働にならないよう調整する。 	

	<p>□ コミュニケーション</p> <ul style="list-style-type: none"> ●日頃の声かけやコミュニケーションを大切にし、心の不調者が出ないように努める。 ●風評被害等の情報を把握し、職員の心のケアに努める。 <p>▼外部相談窓口▼</p> <p>熊本県精神保健福祉センター</p> <p>こころの健康相談電話 … <u>096-386-1166</u></p> <p>月～金曜日(祝日、年末年始を除く)</p> <p>午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分</p>	
<p>(6) 情報発信</p>	<p>□ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ●法人内で公表のタイミング、範囲、内容、方法について事前に方針を決めておく。 ●公表内容については、利用者・家族・職員のプライバシーへの配慮のほか、風評被害の可能性も視野に入れ、慎重に精査すること。 ●取材等の依頼があった際は随時管理者に報告すること。 <p>基本は管理者が取材対応を行うが、万一複数名で対応にあたる場合は対応者によって発信する情報が異ならないよう留意する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●利用者・家族・職員が、報道を見て初めてその事実を知ることがないように気をつけ、発信すべき情報については遅滞なく発信し、真摯に対応する。 	

通所系サービスでは、新型コロナウイルス感染症への不安等から、利用児童本人・家族の意向等により、サービスの利用を一時的に停止する、いわゆる「利用控え」が起きる場合がある。そのような場合、児童が本来必要とするサービスが行き届かなくなる可能性があることから、当該児童および保護者に対し、

- ・ 相談支援員と連携し、定期的に利用児童および保護者の状態・状況を確認する
 - ・ 利用児童および保護者の希望等、必要に応じて代替サービスの利用を検討する
- とともに、利用児童本人・家族の感染不安等に寄り添いつつ、
- ・ 継続的な療育支援の重要性
 - ・ 事業所において徹底した感染防止対策を実施していること

を当該児童および保護者へ説明する等、サービスの利用再開に向けた働きかけを行うことも重要である。

<更新履歴>

更新日	更新内容
2024年3月15日	初版策定

<様式ツール>

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	関係機関一覧
様式 3	職員緊急連絡網
様式 4	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 5	来所立ち入り時体温チェックリスト
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類(優先業務の選定)
様式 8	感染(疑い)者・濃厚接触(疑い)者管理リスト

<別添資料>

資料名
机上訓練シナリオ
水俣保健所管内・熊本県内「外来対応医療機関」一覧
〔熊本県〕新型コロナウイルス感染症と診断された方へ
0.05%以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方
家族が新型コロナウイルスに感染したときのポイント
お子さまが新型コロナウイルスに感染したときのポイント

(参考)新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和2年7月3日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について(令和2年5月4日付事務連絡)」に関する

Q&A(グループホーム関係)について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和2年5月28日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について(令和2年5月4日付事務連絡)」に関する

Q&A(障害児入所施設関係)について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和2年10月15日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○(各施設で必要なものを記載)